

付 議 第 1 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成 20 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則第 2 条第 3 号（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第9号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 改善研修の期間中において、指導を要する教職員が、地方公務員法第28条第2項の規定に基づく休職、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第14条に規定する病気休暇その他のやむを得ない事由により、長期にわたって当該改善研修を受けることができないと教育長が認めるときは、当該改善研修を中断するものとする。この場合において、教育長が適当であると認めるときは、当該改善研修を再開することができる。
- 6 前項の規定に基づく改善研修の再開に当たっては、同項の規定による改善研修の中断の原因が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであったときは、教育長が指定する医師の意見を聴かなければならない。
- 7 教育長は、第5項の規定により改善研修を中断し、又は再開するときには、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければならない。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第5項の規定により改善研修を中断した場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定を行うことができる。

第6条第2項中「並びに第4条第2項及び第3項」を「及び第4条第2項」に、「第10条第3項第1号」を「第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、第1項ただし書の規定に基づき行った改善の程度の認定が前項第2号に掲げるものである場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、第1号に掲げる決定を行うことができる。

第6条第5項中「第10条第3項第1号」を「第10条第3項第1

号及び第11条第6項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第4項ただし書の規定に基づき同項第1号に掲げる決定が行われた教職員について第3条及び第4条の規定を適用する場合は、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「高知県教育長」とする。

第7条第3項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第8条第1項中「資料（以下）」を「資料（次条及び第10条第3項において）」に改める。

第10条第1項中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の3項を加える。

5 県教育委員会は、改善研修の期間中である指導を要する教職員が退職を申し出た場合において、相当であると認めるときは、当該改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定を行うことができる。

6 第6条第5項の規定は、前項の規定に基づく決定を行ったときについて準用する。

7 県教育委員会は、第5項の規定に基づく決定を行ったときは、当該教職員について、退職するまでの間、必要があると認める研修を行うものとする。

第11条第1項中「次項」を「以下この条」に、「相当と」を「相当であると」に改め、同条第2項中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前2項の規定に基づき選考」を「第1項又は第2項の規定に基づく選考及び前項の規定に基づく実務研修」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育長は、前2項の規定に基づく選考を行う場合において、必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、指導力等に関する資料（第5項において「資料」という。）を得るための研修（以下この条において「実務研修」という。）を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく選考を行う指導を要する教職員に対しては、当該実務研修の実施に必要な期間中は、改善研修は行わないものとする。

第11条に次の3項を加える。

5 県教育委員会は、第1項の規定に基づく選考を行った教職員について、当該選考の結果（第3項の規定に基づく実務研修を終了した場合にあっては、当該実務研修により得た資料に基づく県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、指導力等の有無の判定を含めた選考の結果。次項において同じ。）に基づき、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

6 県教育委員会は、第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員について、当該選考の結果を考慮して、改善研修

の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。

- (1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定
 - (2) 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定
- 7 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、前項第2号に掲げる決定を行ったときについて準用する。
- 第12条第2項中「相当と」を「相当であると」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 規則改正の目的

この規則は、長期にわたる病気休暇等に伴う改善研修の中断及び再開、改善研修が中断された場合における改善の程度の認定に係る特例、実習助手等への転任等の選考に必要な資料を得るための実務研修等に関する規定の整備をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 改善研修の中断及び再開（第5条）

- ア 改善研修の期間中において、指導を要する教職員（以下「要指導教職員」という。）に、長期にわたる病気休暇等のやむを得ない事由が生じた場合には、教育委員会の決定によることなく、教育長が改善研修を中断、再開できること。（第5項）
- イ 改善研修の中断が精神疾患その他の疾病等によるものである場合には、再開に当たり、医師の意見を聴かなければならないこと。（第6項）
- ウ 中断、再開の際には、申請者（県立学校の校長又は市町村の教育委員会。以下同じ。）及び要指導教職員に文書で通知しなければならないこと。（第7項）

(2) 改善研修が中断された場合における改善の程度の認定に係る特例（第6条）

- ア 改善の程度の認定は、改善研修の終了時に行うこととしているが、上記（1）のアにより改善研修が中断された場合には、教育委員会は、改善研修の終了前であっても、改善の程度を認定できること。（第1項ただし書）

【参考】

改善の程度の認定（第6条第3項）	改善の程度の認定に基づく決定（第6条第4項）
・課題が校務に支障がない状態まで改善したと認められる程度であること。（第1号）	・指導を要する教職員の認定の解除（第1号）
・課題の改善は少ないが、引き続き改善研修を行うことにより前号の程度までの改善が見込める程度であること。（第2号）	・指導を要する教職員の認定の継続（第2号）
・課題の改善がなく、又はわずかであり、引き続き改善研修を行ったとしても第1号の程度までの改善が見込めない程度であること。（第3号）	・改善研修の打ち切り及び指導を要する教職員の認定の解除（第3号）

- イ アによる改善の程度の認定が、第3項第2号に掲げるものである場合、教育委員会は、本来であれば「指導を要する教職員の認定の継続」を決定することとなるが、長期にわたって病気の治療に専念することが必要と認められるときなどは「指導を要する教職員の認定の解除」を決定できること。（第4項ただし書）
- ウ イにより認定を解除された教職員について、改めて要指導教職員の認定を行う場合は、認定の申請先及び決定権者を、教育委員会ではなく、教育長とすること。（第6項）

(3) 改善研修の期間中に退職の申し出があった場合の取扱い (第10条)

- ア 教育委員会は、改善研修の期間中に要指導教職員から退職の申し出があった場合には「改善研修の打ち切り及び指導を要する教職員の認定の解除」を決定できること。(第5項)
- イ アによる決定を行ったときは、申請者及び要指導教職員に文書で通知しなければならないこと。(第6項)
- ウ また、退職するまでの間、必要と認める研修を行うものとする。 (第7項)

(4) 事務職への転任等を認められなかった要指導教職員に対する措置 (第10条)

- ア 改善研修の期間中に実証研修(事務職への転任等の選考に必要な資料を得るための研修)を終了し、その結果、事務職への転任等を認められなかった要指導教職員が、実習助手等への転任等を希望した場合には、教育委員会は、免職する前に、当該実習助手等への転任等を検討すること。(旧第4項の削除)

(5) 実務研修(実習助手等への転任等の選考に必要な資料を得るための研修) (第11条)

- ア 教育長は、実習助手等への転任等を希望する要指導教職員に対し、適性や指導力など、選考のために必要な資料を得るための研修(以下「実務研修」という。)を実施できること。(第3項)
- イ 実務研修を行うときは、申請者及び要指導教職員に文書で通知しなければならないこと。(第4項)

(6) 実習助手等への転任等を認められなかった要指導教職員に対する措置 (第11条)

- ア 改善研修の期間中に実習助手等への転任等を希望したものの、認められなかった要指導教職員が、事務職への転任等を希望した場合には、教育委員会は、免職する前に、当該事務職等への転任等を検討すること。(旧第5項の削除)

3 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行する。